

中国四国整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成19年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定 基準※2	重点化 基準※3	B/C※4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	鳥取県八頭郡智頭町	20	㊦	①③	2.35	(①千代川流域 ③山郷簡易水道)
2	鳥取県八頭郡智頭町	10	㊦	①③	2.32	(①千代川流域 ③山郷簡易水道)
3	鳥取県西伯郡伯耆町(日野郡溝口町)	68	㊦	①③	2.42	(①日野川流域 ③溝口地区簡易水道)
4	鳥取県西伯郡大山町(中山町)	31	㊦	①	2.80	(日野川流域)
5	鳥取県東伯郡北栄町(東伯郡大栄町)	9	㊦	①②	2.67	(①天神川流域 ②西高尾ダム)
6	鳥取県東伯郡三朝町	6	㊦	①	2.67	(天神川流域)
7	鳥取県東伯郡琴浦町(東伯町)	10	㊦	①③	1.97	(①天神川流域 ③野田飲料水供給施設)
8	鳥取県鳥取市(気高郡青谷町)	13	㊦	①	2.39	(天神川流域)
9	鳥取県鳥取市	7	㊦	①	2.32	(千代川流域)
10	鳥取県日野郡日南町	10	㊦	①③	2.80	(①日野川流域 ③下石見地区簡易水道)
11	鳥取県日野郡日南町	8	㊦	①②	2.77	(①日野川流域 ②菅沢ダム)
12	鳥取県倉吉市(東伯郡関金町)	6	㊦	①	2.67	(天神川流域)
13	島根県浜田市(那賀郡弥栄村)	20	㊦	②	2.96	(木都賀ダム)
14	島根県浜田市(那賀郡弥栄村)	9	㊦	②	2.96	(木都賀ダム、御部ダム)
15	島根県浜田市(那賀郡旭町)	16	㊦	①②	3.06	(①江の川流域 ②八戸ダム)
16	島根県出雲市(簸川郡多伎町)	27	㊦	③	2.62	(多伎簡易水道)
17	島根県益田市	22	㊦	①②	3.04	(①高津川流域 ②益田川ダム)
18	島根県益田市	21	㊦	①	3.06	(高津川流域)
19	島根県益田市(美濃郡匹見町)	12	㊦	①	2.89	(高津川流域)
20	島根県益田市(美濃郡匹見町)	10	㊦	①	2.89	(高津川流域)
21	島根県益田市(美濃郡匹見町)	10	㊦	①③	2.95	(①高津川流域 ③後谷簡易水道)
22	島根県益田市(美濃郡美都町)	13	㊦	③	2.45	(都茂二川簡易水道)
23	島根県益田市(美濃郡美都町)	16	㊦	①	3.06	(高津川流域)
24	島根県邑智郡美郷町(邑智町)	15	㊦	①	3.06	(江の川流域)
25	島根県邑智郡美郷町(邑智町)	17	㊦	①③	2.52	(①江の川流域 ③粕瀨・浜原簡易水道)
26	島根県邑智郡美郷町(大和村)	8	㊦	①②	2.52	(①江の川流域 ②浜原ダム)
27	島根県邑智郡邑南町(瑞穂町)	10	㊦	①②	2.54	(①江の川流域 ②浜原ダム)
28	島根県邑智郡邑南町(羽須美村)	8	㊦	①	3.06	(江の川流域)
29	島根県邑智郡邑南町(羽須美村)	6	㊦	①	3.06	(江の川流域)
30	島根県邑智郡邑南町(羽須美村)	9	㊦	①	3.06	(江の川流域)
31	島根県邑智郡邑南町(石見町)	7	㊦	①	3.06	(江の川流域)
32	島根県江津市	8	㊦	③	2.81	(神主・宮の谷地区上水道)
33	島根県江津市	36	㊦	①	3.06	(江の川流域)
34	島根県江津市(邑智郡桜江町)	40	㊦	①	3.06	(江の川流域)
35	島根県鹿足郡吉賀町(六日市町)	25	㊦	①③	2.95	(①高津川流域 ③高尻簡易水道)
36	島根県鹿足郡津和野町(日原町)	14	㊦	①③	2.95	(①高津川流域 ③左鍬簡易水道)
37	島根県大田市	7	㊦	③	2.61	(川合東部簡易水道)
38	島根県大田市	9	㊦	③	2.61	(川合東部簡易水道)
39	島根県安来市	25	㊦	②④	2.84	(②殿川内溜池 ④安来市(平成6年))
40	島根県安来市(能義郡伯太町)	6	㊦	③	2.84	(伯太簡易水道)
41	島根県仁多郡奥出雲町(仁多町)	29	㊦	①	2.79	(斐伊川流域)
42	島根県雲南市(大原郡大東町)	28	㊦	①	2.79	(斐伊川流域)
43	島根県雲南市(飯石郡掛合町)	6	㊦	③	3.10	(須佐簡易水道)
44	島根県八束郡東出雲町	24	㊦	③	2.84	(須田・内馬簡易水道)
45	岡山県高梁市(川上郡成羽町)	92	㊦	①③	2.52	(①高梁川流域 ③坂本簡易水道)
46	岡山県苫田郡鏡野町(奥津町)	35	㊦	①②	2.63	(①吉井川流域 ②苫田ダム)
47	岡山県真庭市(真庭郡川上村)	11	㊦	①②	2.63	(①旭川流域 ②湯原ダム)
48	岡山県真庭市(真庭郡川上村)	5	㊦	①②	2.63	(①旭川流域 ②湯原ダム)
49	広島県山県郡北広島町(芸北町)	19	㊦	①③	2.24	(①江の川流域 ③大朝町簡易水道)
50	広島県山県郡北広島町(芸北町)	8	㊦	①②	2.63	(①太田川流域 ②温井ダム)
51	広島県山県郡北広島町(大朝町)	17	㊦	①③	2.24	(①江の川流域 ③大朝町簡易水道)
52	広島県山県郡北広島町(千代田町)	23	㊦	①②	2.24	(①江の川流域 ②土師ダム)
53	広島県三原市(賀茂郡大和町)	24	㊦	②	1.58	(椋梨ダム)
54	広島県庄原市	22	㊦	①	2.24	(江の川流域)
55	広島県庄原市(比婆郡比和町)	40	㊦	①	2.24	(江の川流域)
56	広島県三次市	8	㊦	①③	2.24	(①江の川流域 ③三次市上水道)
57	広島県三次市(双三郡布野村)	10	㊦	①	2.24	(①江の川流域)
58	広島県神石郡神石高原町(三和町)	6	㊦	①②	2.24	(①芦田川流域 ②藤尾ダム)
59	広島県神石郡神石高原町(油木町)	25	㊦	①②	2.24	(①高梁川流域 ②新成羽川ダム)
60	山口県美祿市	7	㊦	③	3.02	(③三光地区簡易水道)
61	山口県阿武郡阿東町	6	㊦	②③	3.36	(②阿武川ダム ③篠生簡易水道)
62	山口県阿武郡阿武町	8	㊦	③	2.75	(弥富簡易水道)
63	山口県長門市(大津郡油谷町)	57	㊦	②	2.27	(阿惣ダム)
64	山口県下関市	7	㊦	②	3.33	(内日貯水池)
65	山口県山陽小野田市(厚狭郡山陽町)	23	㊦	②	3.06	(秋山ダム)

66	山口県山口市	18	㊦	①②	3.28	(①厚東川～佐波川流域 ②吉田配水池)
67	山口県山口市	14	㊦	①②	3.28	(①厚東川～佐波川流域 ②荒谷ダム)
68	山口県山口市 (佐波郡徳地町)	7	㊦	①	3.28	(厚東川～佐波川流域)
69	山口県山口市 (佐波郡徳地町)	5	㊦	①②	3.28	(①厚東川～佐波川流域 ②佐波川ダム)
70	山口県萩市 (阿武郡須佐町)	7	㊦	③	2.75	(三原野簡易水道)
71	山口県周南市 (徳山市)	10	㊦	①	3.09	(錦川流域)
72	山口県周南市 (都濃郡鹿野町)	12	㊦	①②③	3.11	(①錦川流域 ②向道ダム、管野ダム ③大向簡易水道)
73	山口県周南市 (都濃郡鹿野町)	18	㊦	①②③	3.09	(①錦川流域 ②向道ダム ③鹿野簡易水道)
74	山口県周南市 (都濃郡鹿野町)	22	㊦	①②③	3.09	(①錦川流域 ②向道ダム ③鹿野簡易水道)
75	山口県岩国市 (玖珂郡美川町)	14	㊦	①	3.09	(錦川流域)
76	徳島県那賀郡那賀町 (鷲敷町)	8	㊦	①	3.23	(那賀川流域)
77	徳島県海部郡海陽町 (海南町)	16	㊦	③	3.46	(樫ノ瀬桑原簡易水道、神野簡易水道)
78	徳島県海部郡海陽町 (海南町)	9	㊦	③	3.46	(樫ノ瀬桑原簡易水道)
79	徳島県海部郡海陽町 (海南町)	25	㊦	③	3.46	(樫ノ瀬桑原簡易水道)
80	徳島県板野郡上板町	10	㊦	①③	3.28	(①吉野川流域 ③板野町上水道)
81	徳島県板野郡上板町	8	㊦	①③	3.28	(①吉野川流域 ③板野町上水道)
82	徳島県三好郡東みよし町 (三加茂町)	16	㊦	①	3.28	(吉野川流域)
83	香川県さぬき市 (大川郡大川町)	10	㊦	①②	2.70	(①香川流域 ②大川ダム)
84	愛媛県西条市 (周桑郡丹原町)	5	㊦	③	3.74	(宝ヶ口簡易水道)
85	愛媛県松山市	12	㊦	①②	2.70	(①重信川流域 ②石手川ダム)
86	愛媛県南宇和郡愛南町 (城辺町)	12	㊦	③	2.43	(南宇和上水道)
87	愛媛県上浮穴郡久万高原町 (久万町)	9	㊦	①	2.83	(仁淀川流域)
88	愛媛県西予市 (東宇和郡野村町)	6	㊦	①	2.21	(肱川流域)
89	愛媛県北宇和郡鬼北町 (日吉村)	9	㊦	①③	3.28	(①四万十川流域 ③屋敷飲料水供給施設)
90	愛媛県北宇和郡鬼北町 (日吉村)	5	㊦	①③	3.28	(①四万十川流域 ③宮成飲料水供給施設)
91	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	2	㊦	①	3.60	併括管理 (四万十川流域)
92	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	3	㊦	①	3.60	併括管理 (四万十川流域)
93	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	3	㊦	①	3.60	併括管理 (四万十川流域)
94	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	15	㊦	①	3.60	(四万十川流域)
95	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	4	㊦	①	3.58	併括管理 (四万十川流域)
96	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	8	㊦	①③	2.70	(①四万十川流域 ③野々川飲料水供給施設)
97	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡十和村)	7	㊦	①	3.60	(四万十川流域)
98	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡大正町)	4	㊦	①	3.60	併括管理 (四万十川流域)
99	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡大正町)	8	㊦	①	3.60	(四万十川流域)
100	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡大正町)	2	㊦	①	3.60	併括管理 (四万十川流域)
101	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡大正町)	20	㊦	①	3.60	(四万十川流域)
102	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡大正町)	4	㊦	①③	2.70	併括管理 (①四万十川流域 ③田野々簡易水道)
103	高知県高岡郡四万十町 (幡多郡大正町)	5	㊦	①③	2.70	(①四万十川流域 ③田野々簡易水道)
104	高知県高岡郡四万十町 (窪川町)	5	㊦	①③	2.70	(①四万十川流域 ③東又簡易水道)
105	高知県高岡郡四万十町 (窪川町)	4	㊦	①③	2.70	併括管理 (①四万十川流域 ③東又簡易水道)
106	高知県高岡郡椿原町	27	㊦	①	3.60	(四万十川流域)
107	高知県高岡郡椿原町	8	㊦	①	3.60	(四万十川流域)
108	高知県土佐清水市	9	㊦	①	3.60	(四万十川流域)
109	高知県宿毛市	30	㊦	①②	2.70	(①四万十川～愛媛県境流域 ②坂本ダム)
110	高知県宿毛市	10	㊦	①②	2.70	(①四万十川～愛媛県境流域 ②坂本ダム)
111	高知県宿毛市	5	㊦	①③	2.70	(①四万十川～愛媛県境流域 ③小筑簡易水道)
112	高知県宿毛市	10	㊦	①	2.87	(四万十川～愛媛県境流域)
113	高知県幡多郡黒潮町 (大方町)	15	㊦	③	3.31	(佐賀簡易水道)
114	高知県長岡郡大豊町	9	㊦	①	3.06	(吉野川流域)
115	高知県長岡郡大豊町	13	㊦	①	3.06	(吉野川流域)
116	高知県四万十市 (幡多郡西土佐村)	3	㊦	①③	2.70	併括管理 (①四万十川流域 ③下中家地簡易水道)
117	高知県四万十市 (幡多郡西土佐村)	10	㊦	①③	2.70	(①四万十川流域 ③下中家地簡易水道)
118	高知県安芸市	30	㊦	①③	2.21	(①物部川～徳島県境流域 ③大井川簡易水道)
119	高知県室戸市	15	㊦	①	2.21	(物部川～徳島県境流域)
120	高知県香南市 (香美郡夜須町)	28	㊦	①③	2.70	(①物部川流域 ③井ノ口簡易水道)
121	高知県香美市 (香美郡物部村)	39	㊦	①	3.14	(物部川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦：無立木地 ㊦：散生地 ㊦：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域 ②：ダム等の上流域

③：水道施設等(設置予定を含む)の上流域 ④：過去に濁水等が発生した市町村の上流域

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値であり、林野庁の事前評価時に算出したもの。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。